

ある住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）三十万円

第四十一条の二第二項第九号にイとして次のように加える。

イ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

第四十一条の二第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号へを削り、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「イからハまで」を「イからニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「平成十八年」の下に「又は平成二十四年」を加え、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に、「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「平成十七年」

の下に「若しくは平成二十三年」を加え、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が」に、「イに」を「イ及び口に」に改め、同号口を同号ハとし、同号イ中「又は平成十六年」を「平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年」に、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に改め、「場合」の下に「（イに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号口とし、同号にイとして次のように加える。

イ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

第四十一条の二第二項第八号を同項第九号とし、同項第七号トを削り、同号ヘ中「イからホまで」を「イからヘまで」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「イからハまで」を「イからニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「イ及び口」を「イからハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号口中「平成十七年」の下に「又

は平成二十三年」を加え、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に、「イに」を「イ及び口に」に改め、同号口を同号ハとし、同号イ中「又は平成十六年」を「平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年」に、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に改め、「場合」の下に「（イに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号口とし、同号にイとして次のように加える。

イ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額（以下この項、第四項及び第八項において「平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合 六十万円

第四十一条の二第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号トを削り、同号ヘ中「イからホまで」を「イからヘまで」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「イからハまで」を「イからニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号

ハ中「イ及び口」を「イからハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号口中「イに」を「イ及び口に」に改め、同号口を同号ハとし、同号イ中「又は平成十六年」を「平成十六年、平成二十一年又は平成二十二年」に、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に改め、「場合」の下に「（イに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号口とし、同号にイとして次のように加える。

イ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合
合 六十万円

第四十一条の二第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

- 六 平成二十一年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十一年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円
- ロ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平

成十四年、平成十五年、平成十六年又は平成二十一年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額（その居住年が平成二十一年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円

ハ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

二 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十七万五千円

ホ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）

三十万円

ヘ 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成十九年居住分に係る特例

住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。）

二十五万円

ト 平成二十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十年居住分に係る特例

住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからヘまでに掲げる場合を除く。）

二十万円

第四十一条の二第二項に次の五号を加える。

十五 平成三十年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年又は平成二十二年

居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を

除く。） 五十万円

ハ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）四十万円

ニ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）三十万円

ホ 平成三十年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イから二までに掲げる場合を除く。）二十万円

十六 平成三十一年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十二年又

は平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場

合 六十万円

ロ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十二年で
ある住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定長期優良住宅の新築等
に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十
万円

ハ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長
期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良
住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除
く。） 四十万円

ニ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長
期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良

住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）三十万円

亦 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。）二十万円

十七 平成三十二年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る长期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）四十万円

ハ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長

期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）三十万円

ニ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る长期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）二十万円

十八 平成三十三年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 四十万円

ロ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年居住分に係る长期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）三十万円

ハ 平成三十三年十二月三十日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）二十万円

十九 平成三十四年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 三十万円

ロ 平成三十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る长期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）二十万円

第四十一条の二第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」の下に「第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の場合において、その適用年における住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額のすべてが、その居住年が平成十九年又は平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等（前条第三項の規定

により同条又は次条の規定の適用を受ける場合における特例住宅借入金等に限る。以下この項において同じ。）の金額及びその居住年が平成二十一年から平成二十五年までの各年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等（前条第五項の規定により同条又は次条の規定の適用を受ける場合における長期優良住宅借入金等に限る。以下この項において同じ。）の金額から成る場合には、当該適用年における前条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項並びに同条第三項及び第五項の規定にかかるわらず、当該適用年の十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額と長期優良住宅借入金等の金額とを区分し、当該区分をした特例住宅借入金等の金額につき同条第三項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と当該区分をした長期優良住宅借入金等の金額につき同条第五項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）との合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該適用年における同条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

4 前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる適用年の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 平成二十一年から平成二十三年までの各年 六十万元

二 平成二十四年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額（以下この項及び第八項において「平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

三 平成二十五年から平成三十年までの各年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

ハ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十五年である認

定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額（以下この項において「平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）三十万円

四 平成三十一年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十二年又は平成二十三年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合

合 六十万円

ロ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。）四十万円

ハ 平成三十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）三十万円

五 平成三十二年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十三年で

ある認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

口 平成三十二年十二月三十日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 六十万円

ハ 平成三十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及び口に掲げる場合を除く。） 四十万円

六 平成三十三年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 四十万円

ロ 平成三十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る长期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 三十万円

七 平成三十四年 三十万円

第四十一条の二に次の三項を加える。

⁷ 第一項の場合において、その長期優良住宅特例適用年における住宅の取得等に係る住宅借入金等の金

額のすべてが、その居住年が平成二十一年から平成二十五年までの各年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等（前条第五項の規定により同条又は次条の規定の適用を受ける場合における長期優良住宅借入金等に限る。以下この項において同じ。）の金額である場合には、当該長期優良住宅特例適用年における前条第五項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項、第三項及び同条第五項の規定にかかわらず、当該長期優良住宅特例適用年（十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年に係る認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該長期優良住宅特例適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

8 前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる長期優良住宅特例適用年の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 平成二十二年から平成二十四年までの各年 六十万円

二 平成二十五年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十五年十二月三十日における長期優良住宅借入金等の金額のうちに平成二十一年、平成

二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十五年十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 四十万円

9 前二項に定めるもののほか、前条第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の二の二第一項中「四年内」を「八年内」に、「十三年内」とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年内とする。」を「十三年内」に、「五年内」を「九年内」に、「十四年内」とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を

除く。)には九年内とする。」を「十四年内」に改め、同条第五項中「四年内」を「八年内」に、「三十年内」とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年までの各年である場合(居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。)には八年内とする。」を「十三年内」に改める。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第八項」を「第四十一条第九項」に改める。

第四十一条の三第一項中「者(以下この項及び次項において「特定居住者」という。)が、当該特定居住者は既存住宅(その者)を「者(以下この項に規定する居住用家屋又は既存住宅(その者)を「者(以下この項及び次項において「特定居住者」という。)が、当該特定居住者」に、「に限る。第四項において同じ」を「(第四項において「居住用の家屋」という)に、「これらの家屋」を「当該家屋」に、「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「に同条第一項」を「に第四十一条第一項」に、「第九項及び第十項」を「及び第九項から第十一項まで」に改め、同条第二項中「居住者」を「特定居住者」に改め、「満たすもの」の下に「(第四十一条の十九の二第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、同条第四項中「所有する第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅」を「居住用の家屋」に、「及び第六項」を「第六項及び

第十項」に、「これらの」を「当該居住用の」に、「同年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十
一日」に、「に同条第一項」を「に第四十一条第一項」に改め、「属する年」の下に「（第十項において
「居住年」という。）」を加え、「及び第十項」を「第十項及び第十一項」に改め、同条第五項中「合
理化に」の下に「相当程度」を、「満たすもの」の下に「（第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規
定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同条第九項中「平成十九年及び平成二十年」を「平成十九年
から平成二十五年までの各年」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「六年間」（
を「十年間」）に、「十五年間」とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間
(次項及び次条において「平成十三年後期」という。) 内の日である場合又は居住日の属する年が平成十
四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。」を「十五年間」に、「同条第七項中
「同項に規定する六年間」とあり、同条第八項中「第一項に規定する六年間」とあり、及び同条第九項
を「同条第八項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「五年間」と、同条第九項中「第一項に規定す
る十年間」とあるのは「五年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十一項及び第十四項
に、「六年間を」を「十年間を」に、「四年内」（を「八年内」）に、「十三年内」とし、居住日が同条第

一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年以内とする。」を「十三年内」に、「五年内」を「九年内」に、「十四年内」とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第三項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には九年內とする。」を「十四年内」に、「十三年内」とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同項の規定により同条の規定の適用を受ける場合を除く。）には八年以内とする。」を「十三年内」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「又は増改築等」を「若しくは増改築等」に、「適用年又は」を「適用年若しくは」に改め、「規定する特例適用年」の下に「又は同条第五項に規定する認定長期優良住宅に係る同項に規定する長期優良住宅特例適用年」を加え、「前二項」を「前三項」に、「金額」を「金額とし、第四十一条第

五項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する長期優良住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該長期優良住宅借入金等の金額又は当該長期優良住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

- 10 第四項に規定する居住者が有する増改築等特例適用年における住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額のすべてが、その居住年が平成二十年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）である場合には、当該増改築等特例適用年における第四項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき同項各号の規定を適用して計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
第四十一条の七を次のように改める。

（全国健康保険協会が管掌する健康保険等の被保険者が受ける付加的給付等に係る課税の特例）

第四十一条の七 健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第三条第一項に規定する被保険者がこれららの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。

2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第二項又は船員保険法附則第三条第二項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

3 健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第三条第一項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。

第四十一条の八の見出しを「（オリンピック競技大会等における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品等の非課税）」に改め、同条中「オリンピック競技大会」の下に「又はパラリンピック競技大会」を加え、「から交付される」を「（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）又は財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人

日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）から交付される」に改め、同条に次の一項を加える。

2 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者（政令で定める日において住民基本台帳に記録されている者に限る。）の属する世帯の世帯主その他の財務省令で定める者に対して市町村又は特別区から給付される給付金で厳しい経済金融情勢の下で家計への緊急支援の観点から給付されるものとして財務省令で定めるものについては、所得税を課さない。

第四十一条の十四第一項中「各号に掲げる取引」の下に「又は取得」を、「定める決済」の下に「又は行使若しくは放棄若しくは譲渡」を加え、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に、「次項第三号」を「次項第四号」に改め、同項に次の二号を加える。

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。）の

取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該

有価証券の譲渡（同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。）

第四十一条の十四第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「「事業所得の金額」」を「「譲渡所得の金額」」に、「事業所得の金額（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する」を「譲渡所得の金額（事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、」に改め、「同項に規定する」を削り、「よる事業所得」の下に「及び譲渡所得」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引（以下「差金等決済に係る先物取引」という。）による譲渡所得の金額」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「以下この条において「譲渡益」といいう。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「」とする」とする。

第四十一条の十八第一項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十九の二第一項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、「同じ。」の下に「又は住宅の耐震診断（地震に対する安全性の評価をいう。）」を加え、「当該住宅耐震改修に要した費用の額」を「次に掲げる金額のうちいざれか少ない金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該住宅耐震改修に要した費用の額
 - 二 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として政令で定める金額
- 第四十一条の十九の二第二項中「財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、同項の地方公共団体の長」を「当該金額の計算に関する明細書並びに同項の地方公共団体の長その他財務省令で定める者」に改め、同条第三項中「適用する」の下に「ことができる」を加える。

第四十一条の十九の三第一項中「平成十九年分又は平成二十年分」を「平成十九年から平成二十二年までの各年分」に改め、同条第二項中「（当該年分が平成二十年分である場合にあつては、その年の翌年一

月五日から三月十五日まで)」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定は、個人がその年の前年以前の各年分の所得税について同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。

第四十一条の十九の三第五項及び第六項中「第四十一条の十九の三第一項」を「第四十一条の十九の五一項」に改め、同条を第四十一条の十九の五とする。

第四十一条の十九の一の次に次の二条を加える。

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の三 第四十一条の三の二第一項に規定する特定居住者（以下この条において「特定居住者」という。）が、当該特定居住者の所有する同項に規定する居住用の家屋（以下この条において「居住用の家屋」という。）について次の各号に掲げる工事（以下この項において「改修工事」という。）をして、当該居住用の家屋（当該改修工事に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十一年四月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該改修工事の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、当該

特定居住者のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、当該各号に定める金額の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には二十万円とし、第四項第二号に掲げる工事を行う場合において当該合計額が三十万円を超えるときは三十万円とする。）を控除する。

一 第四十一条の三の二第二項に規定する高齢者等居住改修工事等（当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額（同項に規定する費用の額をいう。イにおいて同じ。）が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額（当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円）の十パーセントに相当する金額（当該金額に一百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

イ 当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額

ロ 当該高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額

二 一般断熱改修工事等（当該一般断熱改修工事等に要した費用の額が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額（当該金額が二百万円を超える場合には二百万円とし、第四項第二号に掲げる工事を行う場合において

て当該金額が三百万円を超えるときは三百万円とする。）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

イ 当該一般断熱改修工事等に要した費用の額

ロ 当該一般断熱改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額

2 特定居住者以外の居住者が、当該居住者の所有する居住用の家屋について前項第二号に規定する一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十一年四月一日から平成二十二年十二月三十日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該一般断熱改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、その者のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、同号に定める金額を控除する。

3 前二項の規定は、特定居住者又は前項の居住者のその年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

4 第一項第二号に規定する一般断熱改修工事等とは、次に掲げる工事をいう。

一 居住者が所有している家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に資する改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。）

二 前号に掲げる工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす政令で定める設備の取替え又は取付けに係る工事

5 第一項の規定は、特定居住者がその年の前年分の所得税について同項又は第二項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該前年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について第一項に規定する改修工事をした場合その他財務省令で定める場合は、この限りでない。

6 第二項の規定は、同項の居住者がその年の前年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該前年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について同項に規定する一般断熱改修工事等をした場合その他財務省令で定める場合は、この限りでない。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関その他の財務省令で定める者の第一項第一号イ又は第二号イに掲げる金額を明らかにする書類その他の財務省令で定める書類（次項において「特定改修等証明書」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

8 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び特定改修等証明書の提出があつた場合に限り、第一項及び第二項の規定を適用することができる。

9 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項及び第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項及び第二項（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額